

#### 第4 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成23年4月27日付課法2-5ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

##### 一 用語の意義

改 正 後	改 正 前
用語の意義	用語の意義
<p>この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 震災特例法 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年4月27日法律第29号）をいう。</p> <p>(2) 震災特例法令 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年4月27日政令第112号）をいう。</p> <p>(3) 震災特例法規則 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年4月27日財務省令第20号）をいう。</p> <p>(4) 措置法 租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）をいう。</p> <p>(5) 措置法通達 昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）」をいう。</p>	<p>この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 震災特例法 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年4月27日法律第29号）をいう。</p> <p>(2) 震災特例法令 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年4月27日政令第112号）をいう。</p> <p>(3) 震災特例法規則 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年4月27日財務省令第20号）をいう。</p> <p>(4) 措置法 租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）をいう。</p> <p><u>(5) 措置法令 租税特別措置法施行令（昭和32年3月31日政令第43号）をいう。</u></p> <p>(6) 措置法通達 昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）」をいう。</p>

##### 二 第17条の2～第18条の2（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>第 17 条の 2 ～ 第 18 条の 2</b> (共通事項) 関係</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p><b>17 の 2 ～ 18 の 2 (共) - 1</b> 震災特例法第 17 条の 2 第 2 項、第 17 条の 2 の 2 第 2 項又は第 17 条の 2 の 3 第 2 項に規定する税額控除限度額 (以下 <b>17 の 2 ～ 18 の 2 (共) - 1</b> において「税額控除限度額」という。) の計算の基礎となる震災特例法第 17 条の 2 第 1 項に規定する特定機械装置等、震災特例法第 17 条の 2 の 2 第 1 項の表の各号の第 5 欄に掲げる減価償却資産又は震災特例法第 17 条の 2 の 3 第 1 項に規定する特定機械装置等 (以下 <b>17 の 2 ～ 18 の 2 (共) - 1</b> において「税額控除対象機械装置等」という。) の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) 法人が取得又は製作若しくは建設 (以下 <b>17 の 2 ～ 18 の 2 (共) - 1</b> において「取得等」という。) をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度 (以下 <b>17 の 2 ～ 18 の 2 (共) - 1</b> において「供用年度」という。) において法人税法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受ける場合 法人税法施行令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされる金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年度後の事業年度において同法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けることが予定さ</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 17 条の 2 ～ 第 18 条の 4</b> (共通事項) 関係</p> <p><u>(特別償却対象資産の特別償却の計算等)</u></p> <p><b>17 の 2 ～ 18 の 4 (共) - 1</b> 震災特例法第 17 条の 2 から第 17 条の 2 の 3 まで、第 17 条の 5 から第 18 条の 2 まで及び第 18 条の 4 の規定に係る減価償却資産の特別償却の計算等については、措置法通達 42 の 5 ～ 48 (共) - 1 から 42 の 5 ～ 48 (共) - 5 までに準じて取り扱う。</p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p><b>17 の 2 ～ 18 の 4 (共) - 2</b> 震災特例法第 17 条の 2 第 2 項、第 17 条の 2 の 2 第 2 項又は第 17 条の 2 の 3 第 2 項に規定する税額控除限度額 (以下 <b>17 の 2 ～ 18 の 4 (共) - 2</b> において「税額控除限度額」という。) の計算の基礎となる震災特例法第 17 条の 2 第 1 項に規定する特定機械装置等、震災特例法第 17 条の 2 の 2 第 1 項の表の各号の第 5 欄に掲げる減価償却資産又は震災特例法第 17 条の 2 の 3 第 1 項に規定する特定機械装置等 (以下 <b>17 の 2 ～ 18 の 4 (共) - 2</b> において「税額控除対象機械装置等」という。) の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) 法人が取得又は製作若しくは建設 (以下 <b>17 の 2 ～ 18 の 4 (共) - 2</b> において「取得等」という。) をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度 (以下 <b>17 の 2 ～ 18 の 4 (共) - 2</b> において「供用年度」という。) において法人税法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受ける場合 法人税法施行令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされる金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年度後の事業年度において同法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けることが予定さ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>れている場合 法人税法施行令第 54 条第 1 項各号に定める金額から当該供用年度後の事業年度において同法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けるとしたならば、同令第 54 条第 3 項に規定する「損金の額に算入された金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下 <u>17 の 2 ～18 の 2 (共) - 1</u> において「損金算入見込額」という。）を控除した金額</p> <p>④1 (2)の損金算入見込額は、当該供用年度終了の日において、同法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等若しくは同法第 45 条第 1 項の金銭の交付を受け、同法第 46 条第 1 項の賦課に基づいて納付され、又は同法第 47 条第 1 項に規定する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額（同法第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、同法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）とすることができる。</p> <p>2 法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において税額控除限度額の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を(2)に定める金額によることなく同令第 54 条第 1 項各号に定める<u>金額</u>に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に同法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けるときは、同令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の税額控除限度額を修正することに留意する。</p> <p><u>(特別償却対象資産の特別償却の計算等)</u></p> <p><u>17 の 2～18 の 2(共) - 2</u> 震災特例法第 17 条の 2 から第 17 条の 2 の 3 まで及び第 17 条の 5 から第 18 条の 2 までの規定に係る減価償却資産の特別償却の計算等については、措置法通達 42 の 5～48(共) - 1 から 42 の 5～48(共) - 3 まで、</p>	<p>れている場合 法人税法施行令第 54 条第 1 項各号に定める金額から当該供用年度後の事業年度において同法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けるとしたならば、同令第 54 条第 3 項に規定する「損金の額に算入された金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下 <u>17 の 2 ～18 の 4 (共) - 2</u> において「損金算入見込額」という。）を控除した金額</p> <p>④1 (2)の損金算入見込額は、当該供用年度終了の日において、同法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等若しくは同法第 45 条第 1 項の金銭の交付を受け、同法第 46 条第 1 項の賦課に基づいて納付され、又は同法第 47 条第 1 項に規定する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額（同法第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、同法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）とすることができる。</p> <p>2 法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において税額控除限度額の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を(2)に定める金額によることなく同令第 54 条第 1 項各号に定める<u>額</u>に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に同法第 42 条から第 49 条までの規定の適用を受けるときは、同令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の税額控除限度額を修正することに留意する。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>42 の 5～48(共)－4 及び 42 の 5～48(共)－5 に準じて取り扱う。</u>	

### 三 旧第 18 条の 3～第 18 条の 8 ((共通事項) 関係)

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<b>第 18 条の 3～第 18 条の 8 ((共通事項) 関係)</b>
(廃 止)	<u>(再投資等準備金等の準備金の差額積立て等)</u> <u>18 の 3～18 の 8(共)－1 震災特例法第 18 条の 3 及び第 18 条の 8 の規定に係る再投資等準備金等の差額積立て等の特例及び合併等に伴う準備金の表示替えについては、措置法通達 55～57 の 8(共)－1 及び 55～57 の 8(共)－2 に準じて取り扱う。</u>

### 四 旧第 18 条の 3 ((再投資等準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<b>第 18 条の 3 ((再投資等準備金) 関係)</b>
(廃 止)	<u>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</u> <u>18 の 3－1 震災特例法第 18 条の 3 第 1 項第 3 号の減価償却資産のうちに震災特例法、法人税法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、当該減価償却資産の取得価額の合計額が 3 億円以上かどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p><u>同条第2項第5号イ又はロの減価償却資産の取得価額の合計額が3,000万円又は5,000万円に満たないかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(適格合併等により引継ぎを受けた再投資等準備金の均分取崩し)</u></p> <p><u>18の3-2 合併法人等(合併法人又は分割承継法人をいう。以下18の3-2において同じ。)</u>が震災特例法第18条の3第7項又は第9項の規定により再投資等準備金の金額の引継ぎを受けた場合において、その適格合併等(適格合併又は適格分割型分割をいう。以下18の3-2において同じ。)の日が当該適格合併等に係る被合併法人等(被合併法人又は分割法人をいう。以下18の3-2において同じ。)の同条第1項の指定を受けた日以後10年を経過した日(以下18の3-2において「10年経過日」という。)後であるときにおける当該合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度以後の各事業年度の当該再投資等準備金に係る同条第3項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等の10年経過日を含む事業年度において同項の益金算入額の計算の基礎となった再投資等準備金の金額を当該合併法人等の同項に規定する基準事業年度等の終了の日における再投資等準備金の金額とみなして取り扱うものとする。</p> <p>(廃止)</p> <p><u>(積立限度超過額の認容)</u></p> <p><u>18の3-3 法人が再投資等準備金勘定の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が震災特例法第18条の3第3項の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同条第4項第7号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、法人が計上していた再投資等準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<u>既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。</u>

## 五 第 18 条の 8 ((福島再開投資等準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併等により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し)</p> <p>18 の 8-1 <u>合併法人等(合併法人又は分割承継法人をいう。以下 18 の 8-1 において同じ。)</u> が震災特例法第 18 条の 8 第 10 項又は第 13 項の規定により福島再開投資等準備金の金額の引継ぎを受けた場合において、その適格合併等(適格合併又は適格分割をいう。以下 18 の 8-1 において同じ。)<u>の日が当該適格合併等に係る被合併法人等(被合併法人又は分割法人をいう。以下 18 の 8-1 において同じ。)</u> の同条第 1 項に規定する認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る同項に規定する積立期間の末日の翌日以後 2 年を経過する日を含む事業年度(以下 18 の 8-1 において「基準事業年度」という。)の翌事業年度(以下 18 の 8-1 において「取崩事業年度」という。)開始の日後であるときにおける当該合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度以後の各事業年度の当該福島再開投資等準備金に係る同条第 4 項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等の取崩事業年度において同項の益金算入額の計算の基礎となった福島再開投資等準備金の金額を当該合併法人等の同項に規定する基準事業年度の終了の日における同条第 1 項に規定する認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額とみなして取り扱うものとする。</p> <p><u>(積立限度超過額の認容)</u></p>	<p>(適格合併等により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し)</p> <p>18 の 8-1 <u>適格合併又は適格分割により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の震災特例法第 18 条の 8 第 4 項の規定による均分取崩しについては、18 の 3-2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(再投資等準備金の取扱いの準用)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>18 の 8-2 法人が福島再開投資等準備金勘定の金額を取り崩して収益として計上した場合において、その収益として計上した金額が震災特例法第 18 条の 8 第 4 項の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同条第 5 項第 5 号の任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、法人が計上していた福島再開投資等準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損失として計上したときは、その計算を認めるものとする。</u></p> <p><u>(福島再開投資等準備金の準備金の差額積立て等)</u></p> <p><u>18 の 8-3 震災特例法第 18 条の 8 の規定に係る福島再開投資等準備金の差額積立て等の特例及び合併等に伴う準備金の表示替えについては、措置法通達 55 ～57 の 8 (共) - 1 及び 55～57 の 8 (共) - 2 に準じて取り扱う。</u></p>	<p><u>18 の 8-2 福島再開投資等準備金の額の益金算入等については、18 の 3-3 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>

六 旧第 19 条～第 21 条(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>第 19 条～第 21 条 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係</u></p> <p><u>(平成 23 年 3 月 11 日前に取得をした土地等についての買換えの適用)</u></p> <p><u>19-1 法人が、平成 23 年 3 月 11 日前に取得をした土地又は土地の上に存する権利 (以下 19-1 において「土地等」という。) とともに当該土地等の上に同日以後に建設をした建物又は構築物を譲渡した場合には、当該建物又は構築物は震災特例法第 19 条第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する譲渡資産に該当し</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>ないが、当該土地等は当該譲渡資産に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 震災特例法第 19 条第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する資産が平成 23 年 3 月 11 日前に取得されたかどうかの判定に当たり、当該資産が震災特例法令第 19 条第 20 項の規定により準用する措置法令第 39 条の 7 第 24 項各号に掲げる資産に該当する場合には、同項の規定によりいわゆる取得日の引継ぎが認められるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度に係る取扱いの準用)</u></p> <p><u>19-2 震災特例法第 19 条から第 21 条までの規定による対象資産の範囲、事業の用に供したことの意義等については、措置法通達 65 の 7 (1)-1 から 65 の 7 (1)-15 まで、65 の 7 (1)-17、65 の 7 (1)-28 から 65 の 7 (3)-1 まで、65 の 7 (3)-2 から 65 の 7 (5)-2 まで及び 65 の 7 (5)-3 に準じて取り扱う。</u></p>

## 七 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の震災特例法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 155 号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年財務省令第 27 号）をいう。）による改正前の震災特例法、震災特例法令及び震災特例法規則の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>関する法律関係通達（法人税編）の取扱いの例による。</u>	